前号の申立てに係る同条第二十五項に規定する条約相手国等（次号において「条約相手国等」という。）との間の租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象	第三号	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。以下同じ。）に係るもの
施行令第三十九条の十二の二第一項第三号に掲げる更正決定		外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号に掲げる更正決定
第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象		外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引に係るもの
施行令	第四号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第三項において準用する施行令

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第十七条　租税特別措置法施行規則第二十二条の十の二の規定は、令第三十一条第二項において準用する租税特別措置法施行令第三十九条の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二条の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第六十六条の四の二第一項の申立てをした	第一号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十七条第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の外国における課税上の取扱いに関する申立てを行つた
施行令第三十九条の十二の二第一項第一号	第二号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十一条第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第一項第一号
第六十六条の四第二十一項第一号		第四十条の三第十六項第一号若しくは法第六十六条の四の三第十四項において準用する法第六十六条の四第二十一項第一号又は法第四十一条の十九第一項若しくは法第四十一条の二の五第一項若しくは第三項において準用する法第四十条の三第十三項、法第六十六条の四第二項若しくは第十三項、法第六十七条の十八第二十二項若しくは第十三項において準用する法第六十六条の四第一項若しくは法第六十六条の八の百七十一第一項若しくは法第六十六条の八の二第十三項において準用する法第六十八条の八十八第二十二項第一号
法人税の		所得税の額又は法人税の

前号の申立てに係る同条第二十五項に規定する条約相手国等（次号において「条約相手国等」という。）との間の租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象	第三号	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。以下同じ。）に係るもの
施行令第三十九条の十二の二第一項第三号		外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第一項第三号
第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定		外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引に係るもの
施行令第三十九条の十二の二第一項第三号	第四号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第三項において準用する施行令

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類）

第十八条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

外国居住者等の所得相互免除法第二条第十三号に規定する条約相手国等（次号において「条約相手国等」という。）との間の租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象	第三号	外国居住者等所得相互免除法第三条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第四条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（法人税法第百三十九条第一項に規定する国外関連取引をいう。以下同じ。）に係るもの（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項第一号に規定する特定国外関連取引を除く。）
施行令第三十九条の十二の二第一項第三号に掲げる更正決定		外国居住者等所得相互免除法施行令第三条第一項第三号に掲げる更正決定（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項第一号に規定する特定国外関連取引に係るものを除く。）
第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定		外国居住者等所得相互免除法第三条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項第一号に規定する特定国外関連取引を除く。）に係るもの
施行令第三十九条の十二の二第一項第三号	第四号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三条第三項において準用する施行令
第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象		外国居住者等所得相互免除法第三条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引に係るもの
施行令	第四号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三条第三項において準用する施行令